

秋田県就学前教育振興アクションプログラムⅡ 2019年版（2025年活用版）について

秋田の子どもの健やかな成長のために

～ はじまりは乳幼児期から ～



2025年活用版においては、主に表現の修正や語句の整理、データの時点修正等を行いました。

本活用版アクションプログラムは、秋田県の公式ホームページ「美の国あきたネット」の幼保推進課Webサイトわか杉っ子元気に！ネットからダウンロードしてご活用していただくとともに、必要な情報を得やすくしており、園内研修等において積極的に活用されることを期待しております。

なお、2019年版もこれまでどおり秋田県の公式ホームページ「美の国あきたネット」の幼保推進課Webサイトわか杉っ子元気に！ネットに掲載しております。

2019年版（2025年活用版）		2019年版	
頁	記 載 内 容	頁	記 載 内 容
目次	・ 保育者としての資質能力	目次	・ 保育者としての資質・能力
2	・ 秋田の将来を支える高い志にあふれる人材の育成 ・ ～大変革の時代～新秋田元気創造プラン「教育・人づくり戦略」	1	・ 高い志をもち、ふるさとを支えるとともに、グローバル社会で活躍できる人材の育成 ・ 第2期ふるさと秋田元気創造プラン「未来を担う教育・人づくり戦略」
2	・（2023年 秋田県における就学前教育・保育に関するアンケート調査結果より） ・ 項目 園運営の充実、教育・保育の充実、園における子育て支援の充実、教職員の研修の充実、その他 ・ 園運営の充実	2	・（2016年 秋田県における就学前教育・保育に関するアンケート調査結果より） ・ 項目 教育・保育の充実、子育て支援の充実、乳幼児期の教育・保育の理解、教職員の資質向上 ・ 教育・保育の充実

- 93%の施設で教育・保育に必要な人的・物的な資源を外部から積極的に活用している。
- 92%の施設で園における自己評価を実施している。
- 78%の施設で園の重点目標について保育者間で共通理解を図り設定している。
- 前年度の取組を基に重点目標を設定し年度始めに共通理解を図っている。また、重点目標の具現化に向けて、重点目標の意味や取組の進捗状況を定期的に確認したり、園内研究を通して計画的に保育改善に努めたりしている園もある。
- 管理職が一人一人の職員を尊重しながら適切な役職や役割を与えてチームで園運営を進めている園もある。
- 園評価の計画的な実施や活用の仕方については、園によって取組の差がある。
- どのような園にしていきたいのかというビジョンが明確ではない園が見られる。
- 働きがいのある職場環境にするためのスタッフマネジメントや人材育成を図る園の体制づくり等で課題が見られる。
- 園全体の取組を俯瞰し、カリキュラムマネジメントと関連した園運営を進めていくことにおいてはまだまだ支援が必要である。

・教育・保育の充実

- 教育・保育の質的向上を目指すため、99%の施設が園内研修を園務分掌に位置付け組織的にを行っている。
- 教育・保育の充実を図るため、外部の人材（指導・助言・相談等）を活用する必要性を感じている施設はほぼ100%である。
- 自園の教育・保育の充実のために、研究テーマを掲げ計画的に取組を進めている園が多くなってきている
- 園によって「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の捉えがまちまちである。指導の改善に生かしていくことができるように園の実態に応じた指導が必要である。
- 子どもの姿を深く見取り、保育改善に結び付けることに課題がある。子どもの内面理解に基づいた保育記録及び評価の活用について理解を更に深める必要がある。

・教職員研修の充実

- できるだけ多くの保育者が園内研修に参加できるように、時間帯を工夫したり、園内体制について柔軟に対応している。
- 公開保育の際に、市町村内の就学前教育・保育施設、小学校

- 園や地域の実態に応じて教育課程、保育課程が編成されている。
- 養護を基盤とした安心・安全な環境の下、子どもを受容する保育者の関わりが見られる。
- 86%の施設で子どもの実態を踏まえた指導計画を作成している。
- 小学校と子どもに関する情報共有や交流が90%の施設で行われている。
- 特別支援教育コーディネーターの指名や個別の指導計画の作成等による園内支援体制の構築に向けた取組が行われるようになってきている。
- 関係機関と連携するなどし、配慮を必要とする乳幼児の教育・保育に取り組む園が増えてきている。
- 乳幼児理解を踏まえ、子どもの主体性を保障する教育・保育に向けた環境の構成や保育者の援助の在り方の理解
- 0～2歳児のそれぞれの子どもの発達の過程に応じた生活や遊びの中の学びの理解
- 小学校教育との生活や学びの連続性を確保するための接続期の教育・保育についての理解促進及びカリキュラム作成
- 市町村における就学前教育・保育の支援体制の構築及び小学校教育との連携・接続に関する支援
- 計画の作成・活用や園内委員会の設置など、子どもの実態に応じた教育・保育を計画的・組織的に行うための工夫

・子育て支援の充実

- 子ども・子育て支援新制度の下での、子育て支援事業に90%の施設が取り組んでいる。
- 少子化や社会的なつながりの希薄化等による保護者の育児不安や子育ての孤立化も見られる。
- 保育者が一人一人の保護者に寄り添い、状況を理解し、支援するための専門性の向上
- 保護者や地域の実態把握と、ニーズに応じた支援の提供

・乳幼児期の教育・保育の理解

- 学校（園）評価の実施園が増加し、自らの園運営を検証・改善しようとする意識が高まっている。
- 各園の実態に応じた「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた指導や評価、小学校教員との5歳児修了時の姿の共有化
- 学校（園）評価や学校（園）関係者評価の実施と結果の公表や

	等へ参観を呼び掛け、よりよい教育・保育の実践に向けて活発な意見交換を行っている。 ○園内研修リーダーが中心となり、組織的・計画的な取組をしている園が見られてきている。 ●園内研修と保育実践がそれぞれの取組となってしまう園がある。 ●園の実態を捉え、保育改善にしていくなための研修の在り方が園によって差がある。 ・園における子育て支援の充実 ○子育て支援体制を構築し計画的に取組を進めている。 ○子育て支援に関する情報について、ホームページやICT等を活用した発信の工夫が見られる。 ●地域の未就園児がほとんどいないため、子育て支援事業を利用する家庭が少ない現状である。在園児に対する子育て支援の充実がより求められている。 ●地域の関係機関との連携及び協働的な取組を推進していく必要がある。 ・その他 ○小学校との連携や接続を図っている園がほとんどである。 (子ども同士の交流80%、保育者・教員間の情報交換93%) ●小学校との接続を見通した自園の指導計画等の見直しを、小学校と一緒に、もしくは意見をいただきながら行っている園は16%である。	様々な情報発信等による開かれた園経営 ・教職員の資質向上 ○教育・保育の質的向上を目指すため、76%の施設が定期的に園内研修に取り組んでいる。 ○園の種別に関わりなく、保育者のキャリアステージに応じた研修の機会を県として提供している。 ●カンファレンス等を通した多様な乳幼児理解の促進 ●園内研修を推進するリーダーに対する研修の機会提供と研修体系の見直し ●多様な保育ニーズへの対応や勤務体制等による研修時間の確保の難しさ
4	・就学前教育・保育施設担当課 ・(3) 乳幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続の推進 ◇乳幼児期に育まれた資質・能力を小学校教育へつなげるための架け橋期のカリキュラム作成に向け、機会の提供や情報提供等を図る。 ◇双方の教育・保育の特徴を理解するための保育者と小学校教員の相互研修を推進できるように、園や小学校等及び市町村の福祉部局、教育委員会に連携・協働しながら取組を進めるよう働き掛ける。	3 ・福祉部局 ・(3) 0～5歳児までの連続した育ちから、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を視点とした小学校教育との円滑な接続につながる指導計画の作成と小学校教育との円滑な接続 ◇各園が乳幼児の実態等に応じて「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を視点として、子どもの育ちや発達過程を職員間や、家庭・地域、小学校等と共有できるように、研修の機会や情報提供を図る。 ◇就学前教育・保育の学びが、小学校教育の学びと連続するためのカリキュラム作成に向け、機会の提供や情報提供等を図る。 ◇双方の教育・保育の特徴を理解するための保育者と小学校教員の相互研修を推進できるように、園や市町村に働きかける。

9	・乳児期において ・配慮するとともに ・濡れて ・言葉掛けに触れながら ・保育者は、これまで以上にこのことを意識して	9	・乳幼児期において ・配慮すると共に ・ぬれて ・言葉がけにふれながら ・保育者にはそれをよく理解し、これまで以上にこのことを意識して
10	・そばにいて ・初めて聞く声 ・感情をもって ・やり取り ・よりどころ ・8か月 ・笑顔とともに	10	・側にいて ・はじめて聞く声 ・感情を持って ・やりとり ・投げ所 ・8ヶ月 ・笑顔と共に
11	・保育者による受容的・応答的 ・よりどころ ・ときには ・そばにただでなく ・更に広がり ・癒癒	11	・こうした受容的・応答的 ・投げ所 ・時には ・側にただでなく ・さらに広がり ・かんしゃく
12	・働き掛けて ・分かってもらえた ・きめ細かな ・ときには	12	・働きかけて ・わかってもらえた ・きめ細やかな ・時には
13	・発達の特性や発達の個人差 ・幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育保育要領 ・一人一人の発達には	13	・発達の特性や個人差 ・教育要領や保育指針等 ・一人一人の道筋や速さには
14	・言葉に表せない思いを代弁しながら ・思った通り	14	・ことばに表せない思いを言葉にしながら (P13) ・思ったとおり
15	・働き掛けたり ・言葉を掛け ・環境の構成とは ・教育・保育 ・動き出し ・保育者の援助とは	15	・働きかけたり (P14) ・言葉をかけ (P14) ・環境とは ・教育及び保育 ・動きだし ・保育者の援助

16	・寄り添う言葉掛け ・環境の再構成とは ・「もっとお客さんに来てもらいたい」など ・ときに ・あり得ます ・生かしていく ・幼稚園教育要領・保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育 ・保育要領では、教育課程の編成及び全体的な計画の作成について次のように記載されています。	15	・寄り添う言葉かけ ・環境の再構成 ・「もっとお客さんに来てもらいたい」等 ・時に ・ありえます ・活かしていく ・【新規】
17	・明らかにする ・乳幼児期の	17	・あきらかにする（P16） ・幼児期の
18	・当たっては	18	・あたっては
19	・乳幼児期の教育・保育 ・伝い歩き等	19	・就学前の教育・保育 ・伝え歩き等
20	・乳幼児期は、 ・働き掛けていきます ・意味付けたり	20	・就学前教育・保育の場合は、 ・働きかけていきます ・意味づけたり
21	・発達に即して ・その子どもらしい ・多様な生き方 ・多様性を大切に ・十分に教育を受けられるよう状況に応じて ・ニーズ等に応じて ・参考 秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（四訂版） ・障害のある子どもがもつ「困難さ」	21	・発達にして ・その子らしい ・独自の生き方 ・独自性を大切に ・教育を受ける場合に ・ニーズ等に基づき ・※1※2秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（三訂版） ・障害のある子どもの「困難さ」
22	・秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（四訂版）	21	・秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（三訂版）
22	・秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（四訂版） ・P17特別支援教育コーディネーターの役割、P18 園内委員会の設置 ・個別の教育支援計画 ・リーダーシップの下 ・教育的ニーズの整理 ・目標や教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容の検討	22	・秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（三訂版） ・P12 園内委員会の設置、役割と活動 P16 特別支援教育コーディネーターの役割 ・個別の支援計画 ・リーダーシップのもと ・障害のある子どもの教育的ニーズの把握 ・支援の明確化

	・関係者間の情報共有の促進と共通認識の醸成 ・教育的ニーズと必要な支援の内容の定期的な見直し等による		・関係者間の共通認識の醸成 ・定期的な見直し等による
2 3	・個別の教育支援計画 ・ライフステージごと ・秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（四訂版）参照 P 30～36 個別の教育支援計画、P 37～39 個別の指導計画	2 2	・個別の支援計画 ・ライフステージ毎 ・秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（三訂版）参照 P 24～26・P 41 個別の支援計画 P 28～29・P 42 個別の指導計画
2 3	・秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（四訂版）関係資料 二次元コード ・医療的ケア児支援センター「コラソン」 ・北児童相談所 ・秋田県子ども・女性・障害者相談センター ・南児童相談所 ・特別支援教育	2 3	・【新規】 ・【新規】 ・児童相談所（北・中央・南） ・特別支援担当
2 4	・機会を設けたり ・信頼関係を築きましょう ・寄り添うことを心掛けましょう ・生活に必要な日本語の習得に困難のある子ども ・一方で乳幼児期は	2 3	・機会を設定したり ・信頼関係を築きます ・寄り添うことに心がけましょう ・日本語の習得に困難のある子ども ・一方で幼児期は（P24）
2 5	・保護者に対する支援の例 ・こども家庭庁「保育所等における在園児の保護者への子育て支援」 二次元コード ・かつたくましく ・全職員で	2 4	・支援の例 ・【新規】 ・且つたくましく ・全教職員で
2 6	・就学前教育・保育のキャリア教育 ・育みたい資質・能力 ・「令和7年度 学校教育の指針」より	2 5	・就学前教育のキャリア教育 ・育みたい力 ・「平成30年度学校教育の指針」より
2 7	・就学前教育から高等教育にわたって	2 6	・就学前教育から高等教育で
2 8 ～ 2 9	・①幼保小の架け橋プログラムの実施について ・5歳児から小学校1年生の2年間は、生涯における学びや生活の基盤をつくるために重要な時期であり、文部科学省ではこの時期を「架け橋期」としています。「幼保小の架け橋プログラム」は子どもに関わる大人が立場の違いを越えて連携・協働し、この時期にふさ	2 7	・【新規】

わしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で、全ての子どもに学びや生活の基盤を育めるようにすることを目指したものです。

この時期に子どもの成長を切れ目なく支える観点から、幼保小の円滑な接続をより一層意識し、乳幼児それぞれの特性などの発達段階を踏まえ、一人一人の多様性や0～18歳の学びの連続性に配慮しつつ、教育の内容や方法を工夫することが重要です。そのために、各市町村と幼保小が協働し、子どもの姿を中心に据えた対話を通して、「架け橋期のカリキュラム」の開発を進めていきます。

- ・「架け橋期のカリキュラム」
- ・文部科学省「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版） 二次元コード
- ・②「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を視点とした子どもの育ちの理解と共有
- ・各園においては、小学校以降の子どもの発達を見通した上で、「知識及び技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力等の基礎」、「学びに向かう力・人間性等」（以下「3つの資質・能力」という）を育むことが大切です。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、3つの視点や5領域に基づいた総合的な保育を通して、乳幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることによって見られるようになる5歳児後半の具体的な姿として示されたものです。
- ・保育者は、遊びの中で子どもが発達していく姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（以下「10の姿」という）を念頭に置いて捉え、一人一人の発達に必要な体験が保障されるよう、環境や状況づくりなど必要な指導や援助を計画的に行うことが求められます。その際には、小学校教育の先取りをするのではなく、遊びを通した総合的な指導によって、創造的思考や主体的な生活態度の充実など、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすることが大切です。
- ・さらに、小学校の教職員と「10の姿」を手掛かりに子どもの姿を共有したり、乳幼児期における子どもの育ちを「3つの資質・能力」の視点でとらえて小学校の教員に説明したりするなど、対話を通して子どもの姿を共有することが大切です。
- ・○それぞれの時期にふさわしい経験の充実

- ・「10の姿」について、5歳児の到達目標としての姿ではないことは、3要領・指針ではっきり示されています。保育者は0歳児から5歳児まで、子どものそれぞれの時期にふさわしい生活の中で充実した経験が保障されるように努力するとともに、「10の姿」の視点で子どもの育ちと学びを整理しながら、これまで同様に遊びを中心とした3つの視点・5領域による総合的な保育を展開することが大事です。これらのことについては、子どもに関わる全ての保育者が

- ・【新規】
- ・【新規】

- ・①「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（以下「10の姿」）を踏まえた指導と共有化
- ・各園においては、園目標や「10の姿」を視点に子どもの育ちを理解し、乳幼児期にふさわしい遊びや生活が積み重ねられるようにするとともに、就学前から小学校へ育ちの連続性を3つの資質・能力の観点から捉え直し、接続を見通した指導計画の改善を図ることが必要になります。
- ・保育者には、遊びを中心とする保育を通して子どもの育ちを「10の姿」を視点として理解し、一人一人の発達に必要な体験が保障されるよう、環境や状況づくりなど必要な指導や援助を計画的に行うことが求められます。
- ・その際、小学校への円滑な移行のために、小学校教育の先取りをするのではなく、総合的な指導を通して、創造的思考や主体的な生活態度の充実など、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすることが大切です。
- ・さらに、小学校の教員と「10の姿」を手掛かりに子どもの姿を共有したり、就学前教育を通しての子どもの育ちを、3つの「資質・能力」の視点でとらえて小学校の教員に説明したりして、小学校教育との円滑な接続を図ることも大切です。

- ・②「10の姿」を念頭に置いた、それぞれの時期にふさわしい経験の充実
- ・「10の姿」について、5歳児の到達目標としての姿ではないことは、3つの要領・指針ではっきり示されています。これまで各園で実施してきた5領域の総合的な保育によって見られるようになる5歳児後半の具体的な姿の例として示されたものです。保育者は「10の姿」を念頭に、0歳児から5歳児まで、子どものそれぞれの時期にふさわしい生活の中で、充実した経験が保障されるように努力するとともに、これまで同様に遊びを中心とした5領域の総合的な保育

	共通理解することが重要です。		を展開することが大事です。これらのことについては、子どもに関わる全ての保育者が共通理解することが重要です。
29	・小学校等の教職員と共有し ・文部科学省「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料（初版）」 ・二次元コード	28	・小学校の教師と共有化し ・【新規】 ・【新規】
30	・「幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと？」（文部科学省） ・二次元コード ・計画的・継続的 ・特別支援教育担当	28	・【新規】 ・【新規】 ・計画的、継続的 ・特別支援担当
31	・就学前教育・保育施設 ・互惠性があることで継続的なものになっていきます ・期待感をもつ ・事前に話題にしたり、写真を掲示したりする ・気持ちを思い出したり ・考えて準備したり ・事前に児童と幼児の動きを確認する ・給食についての話をする ・小学校学習指導要領総則編 ・双方の教職員が連携して、 ・就学前教育・保育施設の保育者は ・「10の姿」を視点として子どもの育ちや ・小学校の教職員に説明すること、 ・保育参観等を通して ・乳幼児期の育ちと学びについて理解を深め、乳幼児期に育まれた「3つの資質・能力」が	29	・就学前施設 ・互惠性があることで長続きします ・期待感をもてるようにする ・話題にとりあげたり、写真を掲示するなどする ・気持ちを想起させたり ・考えたり準備したり ・事前のシミュレーションで児童と幼児についての動線を確認する ・給食についてお話しする ・小学校学習指導要領総則 ・相互の教職員が連携の下、 ・就学前施設では ・「10の姿」に基づいた子どもの変容や ・小学校の教員に説明するとともに ・保育の参観を通して ・得た教育・保育の理解や、保育の中の総合的な体験を通して一体的に育まれた「資質・能力」が
32	・互いの教育・保育 ・小学校の教職員 ・子どもがどのようなことを経験しているのか、今後どのような学びにつながっていきそうか、 ・小学校学習指導要領総則編、小学校学習指導要領生活科編等 ・小学校の教職員は ・3要領・指針 ・「10の姿」を視点として ・子どもの育ちと学びについて対話し、	30	・互いの教育 ・小学校の教員 ・子どもがどのようなことを経験し、今後どのような経験を獲得していくのか ・小学校学習指導要領、小学校学習指導要領生活科編等 ・小学校の教師は ・幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ・「10の姿」に基づいた ・子どもの姿について情報交換し、

	・相互理解を深める ・STEP 2 ・【削除】 ・【削除】		・理解を深める ・ステップ 2 ・(就学前：教育課程、年間指導計画等 小学校：スタートカリキュラム等) ・各園における資質・能力、「10の姿」を踏まえた指導計画の作成、実践、評価、改善の手順(例)
3 2	・「スタートカリキュラムスタートブック」 ・二次元コード	3 1	・「スタートカリキュラムブック」 ・【新規】
3 3	・「発達や学びをつなぐスタートカリキュラム スタートカリキュラム導入・実践の手引き」(文部科学省国立教育研究所 教育課程研究センター 平成30年3月) ・二次元コード ・評価・改善 ・教育課程の推進の観点からも	3 1	・【新規】 ・【新規】 ・反省・評価 ・教育課程の推進の上でも
3 3	・組織的・計画的・継続的な	3 2	・組織的、計画的、継続的な
3 4	・資質能力 ・使命感や責任感	3 2	・資質・能力 ・使命感
3 5	・各キャリアステージで求められる資質能力 ・秋田県教職キャリア指標(保育者)二次元コード ・「わか杉っ子元気に！ネット」URL ・「わか杉っ子元気に！ネット」二次元コード	3 3	・各キャリアステージで求められる資質・能力 ・【新規】 ・【変更】 ・【新規】
3 6	・園内研修を推進する ・全職員 ・教職員相互	3 4	・園内研修の推進する ・全教職員 ・職員相互
3 7	・必要なテーマに基づいて ・研修内容の提案 ・年間研修計画の構想・作成と提案 ・評価項目の策定と実施	3 5	・必要なテーマにより(P34) ・研究内容案の提示 ・年間研修計画案の提示 ・【新規】
3 8	・園のよさや強みを強化し、課題解決にむけて更なる教育・保育の質の向上を図るとともに、 ・教職員の資質能力 ・教職員全体 ・2 3 架け橋研Ⅰ(B)	・園の課題の解決や ・教職員の資質・能力 3 6 ・職員全体 ・【新規】	

	・上記各部会 ・園内研担当者研（C） ・中堅研（D）		・食育、保健、安全、幼保小接続部会 ・リーダー研（B） ・保育実践力向上研（C）
39	・保育の現場では子どもの姿を捉えること（実態把握）から保育が始まるため、サイクルのイメージとしてはAを起点としてPDCAサイクルを機能させるイメージをもつことがよいでしょう。 ・改善策の検討 ・改善内容を踏まえた ・全職員による十分な共通理解 ・個人及び組織による評価の実施 ・成果や課題を共有	37	・【新規】 ・改善の検討 ・課題改善を踏まえた ・全職員の十分な共通理解 ・個人、組織による評価 ・成果と課題を共有 ・研修の評価は、評価の項目や観点を明確にし、研修計画の段階（P）から研修の改善段階（A）まで、見通しをもって行うことが大切です。研究の評価は、子どもの望ましい変容を促すために、研修の推進計画や方法が適切だったかどうかを検討し、研究の成果と課題を明らかにすることを目的に行います。 ・保育の改善に努め、 ・職員の研修
40	・研究の評価は、子どもの望ましい変容を促すために、研修の推進計画や方法が適切だったかどうかを検討し、研究の成果と課題を明らかにすることを目的に行います。評価の項目や観点を明確にし、PDCAサイクルの全ての段階について年間の見通しをもって行うことが大切です。 ・教育・保育の改善に努め、 ・教職員の研修	38	・また、園内での共有化と受講者へのフィードバックが促進され、研修内容の理解が深まることにつながります。 ・国では、幼稚園、保育所、認定こども園を通して就学前教育の更なる質の向上を図るため、各施設等を巡回して教育・保育内容面の指導・助言等を行う幼児教育アドバイザーの育成・配置や、地域の就学前教育の拠点となる幼児教育センターの設置等により、地方公共団体における就学前教育の推進体制を構築するための調査研究「幼児教育の推進体制構築事業」を展開しています。 ・本県では、文部科学省の委託を受け、モデル3市（大館市、男鹿市、横手市）とともに、「わか杉っ子！育ちと学び支援事業」を展開し、
41	・園外研修における学びと日々の保育実践との往還を通して、自身の学びの深まりや園内の保育者間の学び合いが促進され、教育・保育の質の向上につながります。 ・国では、幼稚園、保育所、認定こども園といった就学前教育・保育施設等の種類に問わず、就学前教育・保育の質の向上を推進しています。就学前教育・保育施設等と小学校等との連携を強化し、子どもの育ちと学びがつながるように教育・保育の充実・改善にも取り組んでいます。 ・本県では、文部科学省の委託を受け、平成28年度から3年間「わか杉っ子！育ちと学び支援事業」（幼児教育の推進体制構築事業）を平成31年度から3年間「わか杉っ子！育ちと学びステップアップ事業」（幼児教育推進体制の充実・活用強化事業）を、令和4年度より3年間「わか杉っ子！育ちと学び支援事業」（幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業）を実施しています。また、平成31年度から幼児教育センター（サテライトセンターを含む）を設置し、県と市町村が連携しながら各施設の教育・保育改善及び保育者の資質向上を支援する体制を構築しています。		・県と市町村が連携し、教育・保育を推進する体制を構築することで、0～5歳児の教育・保育の質の維持及び更なる向上を目的とし、調

	上を図ることを目的とし、展開しています ・本県では、平成28年度から市町村の就学前教育・保育の推進体制の構築に向けて取組を推進し、支援してきました。幼児教育推進体制を構築して取り組んでいる市町村は、令和6年度は10市村まで増えています。本県の就学前教育・保育の推進体制における成果と課題は、次のことが挙げられます。 <成果> ・園の課題解決に向け、県の指導体制（県指導主事及び幼保指導員の訪問指導）を主体的に活用する園が増えました。 ・市町村が主体となり、幼児教育の推進体制による園のニーズに即したきめ細かい継続的な支援が行われている地域が増えてきています。 ・市町村が就学前教育・保育施設等を対象に研修会を企画・実施し、保育者の資質向上につなげています。また、近隣の園で学び合う体制づくりが見られる地域もあります。 ・市町村の実態に応じた幼保小関係者による連携・協働による架け橋期のカリキュラムの開発・実施の取組が促進されています。 <課題> ・幼児教育推進体制の中心的な役割を担う教育・保育アドバイザーのよさを理解しているものの配置できず、推進体制の構築が進まない市町村があります。 ・子どもの自発的な活動としての遊びを通した育ちや学びの連続性を踏まえた教育・保育に向けた支援が必要とされている地域もあります。 ・育ちや学びの連続性を踏まえた乳幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続の必要性は理解が広がっています。しかし、幼保小関係者による連携・協働による架け橋期のカリキュラムの開発・実施の取組状況は市町村において様々な現状です。 ・推進体制の充実 ・就学前教育・保育の更なる質的向上 ・関係各課・所や大学関係者等 ・市町村及び園の様々な課題解決に向けた情報提供を行う体制を充実させます	査研究を進めています。 ・平成16年4月の幼保一元化以降、これまでの本県の就学前教育の推進体制における成果と課題には、次のことが挙げられます。 ◇成果 ・園の課題解決に向け、県の指導体制（県指導主事及び幼保指導員の訪問指導）を主体的に活用する園が増加 ・幼保推進課所管研修等における公・私立、施設の設置形態を越えた研修体制のスタンダード化 ◇課題 ・県の指導体制を主体的に活用する園の増加に伴う県指導主事及び幼保指導員の訪問指導回数の限界、市町村を主体とした幼児教育の推進体制による園のニーズに即したきめ細かい継続的な支援 ・市町村における幼児教育の実践を指導する人材不足 ・県主催研修の県央部集中開催による遠方からの参加の困難さ、身近な地域（市町村等）での研修会に参加可能な体制整備 ・市町村を主体とした近隣の園で学び合う体制づくり
4 2	・市町村において ・ニーズに応じた ・教育・保育の充実を図っていきます。 ・巡回訪問、要請による訪問での教育・保育内容に対する指導助言 ・全体的な計画・指導計画・研修計画等 ・研修方法の提供・指導 ・指導案の作成支援や当日の保育内容に対する指導助言	3 9 ・推進体制の構築 ・【新規】 ・大学機関や関係課・所との連携により ・園の様々な課題解決に向けた情報提供が可能な体制を充実させます ・市町村には ・ニーズに即した ・教育・保育の充実を図ることを期待しています。
		4 0 ・定期的な巡回による各年齢担当への指導 ・全体的な計画・指導計画等 ・研修方法の提案 ・指導案の事前検討や当日の提案保育に対する指導

	・グループ協議のファシリテーション ・複数園が参加する研修の提案や支援 ・キャリアに応じた保育士への支援 ・幼保小接続の支援 ・小学校教育への円滑な接続の取組の把握 ・幼保小連携の企画と支援（研修会の運営、校区ごとの接続期のカリキュラム検討会での指導助言等） ・市町村の教育の教育・保育の課題 ・幼保小連携に関する研修会 ・乳幼児と児童の交流 ・実践発表、事例紹介		・グループ協議の進行（ファシリテーター） ・複数園での研修の提案や調整 ・新人保育士の支援 ・【新規】 ・【新規】 ・【新規】 ・市の教育・保育の課題 ・幼小連携に関する研修会 ・乳幼児・児童の交流 ・実践発表
4 4	・保護者アンケートは学校（園）関係者評価？ ・要望をもっているのか ・見られました。しかし、 ・学校（園）関係者評価とは異なる ・学校（園）の自己評価や学校（園）関係者評価の実施状況も踏まえつつ ・第三者評価は、園運営の改善による教育・保育水準の向上を主たる目的とし、 ・充実する観点から評価し、その結果を踏まえて、 ・方向性等を提示します。	4 1	・保護者アンケートは外部評価？ ・要望を持っているのか ・見られましたが、 ・学校（園）関係者評価等の外部評価と異なる ・自己評価や園関係者評価の実施状況も踏まえつつ ・第三者評価の実施のポイントとしては、 ・充実する観点から評価を行い、 ・方向性等を提示すること、
4 5	・園だより ・特に重点的に取り組むことが必要な目標等は、園が伸ばそうとする特色や前年度の園評価の結果を踏まえた解決を目指す課題に応じて精選します。	4 2	・園便り ・中期的な目標（５年前後）や重点的に取り組むことが必要な単年度などの短期的な目標（園が短期的に特に重点を置いて目指したいと考える成果・特色、前年度の園評価の結果を踏まえた改善方策等）を
4 6	・在籍する乳幼児 ・自己評価の結果について評価 ・園だより ・乳幼児との	4 3	・在籍する幼児 ・自己評価について評価 ・園便り ・幼児との
4 7	・交流し関わり合う場を保障する。 ・自己評価を行い、改善に結び付ける。 ・課題と思われる点を精選し、 ・各保育者が主体性を発揮して ・策定した安全計画に基づき、避難訓練や交通安全指導等の実施及び改善を図っているか。 ・園運営のビジョンや重点目標等が共有され、	4 4	・交流し関わり合う。 ・評価・改善する自己評価を実践する。 ・課題と思われる点を見だし、 ・各保育者が主体的を発揮して ・避難訓練や交通安全指導等を計画に基づき実施し、改善を図っているか。 ・園運営のビジョンや重点目標等が示され、

	・担当者の打合せ		・担当者の打ち合わせ
4 8	・支援に当たっては ・思いやりのある言葉掛け	4 5	・支援にあたっては ・思いやりのある言葉かけ
4 9	・保護者への園だより ・ドキュメンテーションを活用した掲示 ・教育・保育の参観や参加	4 6	・保護者へのおたより ・【新規】 ・保育参観や保育への参加
5 0	・小学校等	4 7	・小学校
5 1	・わか杉っ子元気に！ネット URL ・わか杉っ子元気に！ネット 二次元コード ・受けられるように	4 8	・【変更】 ・【新規】 ・うけられるように
5 2	・公開保育研究会や研修会等 ・市町村による乳幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続に向けた支援の充実 ・「幼保小の架け橋プログラム」の取組への支援をしています。 ・小学校等教職員 ・子どもの育ちと学びについて ・情報共有や相互理解を深められる機会を設定できるよう、市町村に向けて関係部局が連携・協働した体制の構築、整備、活用強化への助言及び支援を進めていきます。	4 9	・研修会等 ・乳幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続に向けた、市町村による支援の重要性 ・各園において、小学校教育を見通した5歳児をはじめとする年間指導計画の見直しを推進します。 ・小学校教職員 ・子どもの育ちについて ・情報を共有できる機会づくりについて、市町村に対し、理解と協力を求めて参ります。
5 3	・○令和7年度 学校教育の指針（令和7年4月 秋田県教育委員会） ・○幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開（令和3年2月 文部科学省） ・○幼児理解に基づいた評価（平成31年3月 文部科学省） ・○指導と評価に生かす記録（令和3年10月 文部科学省） ・○あきた型学校評価システムガイド（平成20年6月 秋田県教育委員会） ・○学校評価ガイドライン 平成28年改訂（平成28年3月22日 文部科学省） ・○保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）（令和2年3月 厚生労働省） ・○幼稚園における学校評価ガイドライン（平成23年改訂）（平成23	5 0	・【新規】 ・○幼稚園教育指導資料第1集 指導計画の作成と保育の展開（平成25年7月改訂 文部科学省） ・○幼稚園教育指導資料第3集 幼児理解と評価（平成22年7月改訂 文部科学省） ・○幼稚園教育指導資料第5集 指導と評価に生かす記録（平成25年7月 文部科学省） ・○秋田型学校評価システムガイド（2008.6 秋田県教育委員会） ・○学校評価ガイドライン 平成23年改訂（2011.11.15 文部科学省） ・○保育所における自己評価ガイドライン（2009.3 厚生労働省） ・【新規】

[illegible]

